

民法(相続関係)等の改正に関する要綱案

Q : 民法(相続関係)等の改正に関する要綱案が出されたそうですが、どのようなものなのですか？

A : 次のような内容のものです。

【解説】

先ごろ、総務省から民法(相続関係)等の改正に関する要綱案が公表されました。

次のような方策が盛り込まれています。

1. 配偶者の居住権を保護するための方策
2. 遺産分割に関する見直し等
 - ① 配偶者保護のための方策
 - ② 仮払い制度等の創設・要件明確化
 - ③ 一部分割
 - ④ 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲
3. 遺言制度に関する見直し
 - ① 自筆証書遺言方式緩和
 - ② 自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設
 - ③ 遺贈の担保責任等
4. 遺留分制度に関する見直し
 - ① 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し
 - ② 遺留分の算定方法の見直し
 - ③ 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し
5. 相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し
6. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策



外国子会社合算税制

Q : 外国子会社合算税制が改正されたようですが、どういうものなのですか？

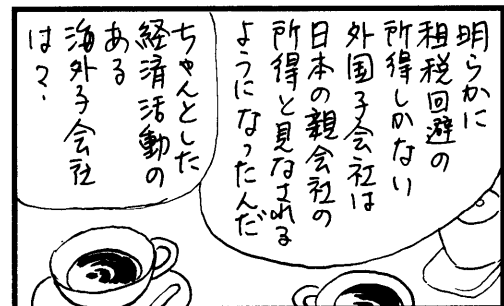
A : 租税回避を抑制するための税制です。

【解説】

外国子会社合算税制とは、外国子会社を利用した租税回避を抑制するため、一定の条件に該当する外国子会社の所得を日本の親会社の所得とみなして、日本で課税するというものです。

これまでは、外国子会社の租税負担割合が20%以上であれば、実体がない場合であっても制度が適用されない一方、租税負担割合が20%未満であれば、実体のある事業を行っている場合であっても、親会社の所得に合算されてしまうという問題点があったため、平成29年の税制改正で、外国子会社の租税負担割合で判定する制度から所得や事業内容によって判定する制度へと改正がされました。

これにより、従来は制度の対象外であった租税負担割合20%以上の外国子会社について、一見して明らかに、利子・配当・使用料等の「受動的所得」しかなく租税回避リスクが高いと考えられるペーパーカンパニー等については、外国子会社合算税制の対象となり、他方で、経済活動の実体のある事業から得られた、いわゆる「能動的所得」については、合算対象から外されることとされました。



発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

法人名のフリガナの公表開始

Q : 法人名のフリガナの公表が開始されるようですが、どのようになるのですか？

A : 法人番号公表サイトにて、公表されます。

【解説】

先ごろ、国税庁から、「法人名のフリガナの公表開始について」が公表されました。

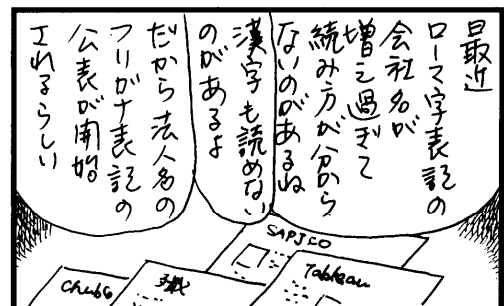
平成29年5月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定され、法人が活動しやすい環境を実現するため、法人名のフリガナ表記については、(略)登記手続きの申請の際にフリガナの記載を求めるとともに、法人番号公表サイトにおけるフリガナ情報の提供を開始することが決定されました。

これを受け、平成30年3月12日以降、商業・法人登記の申請を行う場合には、登記申請書に法人名のフリガナが記載されることとなり、同年4月2日以降、フリガナ情報が法人番号公表サイトを通じて順次公表されることとなりました。

フリガナの記載は、法務局に商業・法人登記申請書を提出する際に、登記申請書の「商号(名称)」の上部に、法人名のフリガナを記載します。

登記申請書や申出書に記載したフリガナは、法人番号公表サイトを通じて公表・データ提供されます。

なお、公表された法人番号は、利用範囲の制約がないので、自由に利用することができます。



発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

事業承継税制の改正

Q : 事業承継税制が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

事業承継税制とは、平成21年度の税制改正で創設され、毎年のように改正されてきているもので、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の特例制度のことをいいますが、まだまだ使いにくいとのことを受け、10年間限定とする特例措置が講じられました。

改正の主な内容は、次のとおりです。

①対象株式

これまでは、総株式の最大3分の2が対象でしたが、経営者が保有する全株式が対象になりました。

②納税猶予割合

これまでは、納税猶予割合が80%でしたが、これが100%となり、使いやすいものになりました。

③雇用維持要件

事業承継後5年間は、平均8割の雇用確保しなければならないとする要件は、認定支援機関の指導助言を条件に実質撤廃となりました。

④承継パターンの拡大

先代経営者(父)から後継者のみの承継(1対1)から複数人から1人、1人から最大3人までの承継がみとめられるようになりました。

